

鶴ヶ島市公共施設個別利用実施計画(案)の概要について

1 計画の目的

鶴ヶ島市公共施設個別利用実施計画（以下、「個別利用実施計画」という。）では、市民が真に求める公共施設の今後のあり方について、安心・安全、地域密着、さまざまな用途や世代の利用を受け入れる多様性や多世代交流などを踏まえた公共施設が目指すべき姿を設定した上で、再配置を検討し、建物の劣化状況等に合わせ、適切な時期に必要な改修等を行う長寿命化計画（個別施設計画）を策定します。

また、本計画は、公共施設の現状を分析して、現時点で市の将来を予測した令和3年度からの30年間の長期計画となっています。

今後、市が目指すまちづくりによって、人口推移などの前提条件が変化することにより、公共施設に求められる将来像が大きく変わった際には、その時の状況や市民ニーズに応じて、計画の見直しを図っていきます。

2 再配置計画

(1) 再編及び再配置の考え方

再配置計画では、再編及び再配置の検討に必要な考え方（判定項目）を下図のとおり定めます。

公共施設等に係る市民意見・意向の反映
(平成25年度から令和2年度までの市民アンケート調査やワークショップ開催時の意見、パブリックコメントや個別ヒアリング調査結果等)

【学校再編の考え方】

- 1) 十分な教育効果を発揮できるように、適正規模を確保する。
- 2) 「1つの小学校の卒業生が全員同じ中学校に通学する通学区域」を実現する。
- 3) 学校の多様な教育方法に対応できる自由度の高い学習空間の整備。
- 4) 時代に見合った小・中学校の教育環境を整備する。
- 5) 小中一貫教育を推進する。
- 6) 特別支援学級及び配慮を要する児童・生徒の居場所を確保する。
- 7) 再編準備委員会等を設置し、学校と地域で連携し、さらに地域とともにある学校を目指す。
- 8) 安全・快適な学校施設。

【公共施設の再配置の考え方】

小・中学校以外の公共施設については、「市民意見・意向」を反映させ、【判定項目①】から【判定項目⑥】まで採用し、【判定項目①】を最も重要度の高い再配置判定項目として順を定め、施設ごとに分析、整理し、総合的に判断します。

判定①：法律上の設置義務

法律上、施設を存続させる義務があるのか。

判定②：防災機能

施設が持つ災害時の防災機能。

判定③：今後の市の事業展開

施設を利用した市の事業が、今後どのような展開をしていくのか。

判定④：施設の利用状況

施設がどのように市民利用されているのか。利用数はどの程度か。

判定⑤：建物老朽化状況

建物がどの程度、老朽化しているのか。

判定⑥：借地状況、資産運用等

施設ごとに借地料がいくら費やされているのか。

土地や建物の資産運用について、どのような可能性があるのか。

(2) 公共施設再配置(主な統廃合、移転とした公共施設)

主に統廃合や移転とした公共施設の再配置計画は、以下のとおりです。

小・中学校(時系列順)

- ・鶴ヶ島中学校と西中学校を2027年度(令和9年度)以降に統廃合。(西中学校を廃止)
 - ・南小学校と南中学校を2032年度(令和14年度)以降に施設一体型の小中一貫教育校とする。(南中学校を廃止し、南小学校を使用する。)
 - ・藤中学校と富士見中学校を2037年度(令和19年度)以降に統廃合。(富士見中学校を廃止)
 - ・鶴ヶ島第二小学校と藤小学校を2041年度(令和23年度)以降に統廃合。(鶴ヶ島第二小学校を廃止)
 - ・杉下小学校と栄小学校を2045年度(令和27年度)以降に統廃合。(杉下小学校を廃止)
 - ・鶴ヶ島第一小学校と長久保小学校を2049年度(令和31年度)以降に統廃合。(長久保小学校を廃止)
- ※新町小学校は、統廃合なしで存続。

廃止となる学校の体育館

- ・災害時の指定避難所として、廃止後も避難施設として存続させる。また、市民が利用できる運動施設として活用する。
- ・南中学校の体育館は、廃止後も小中一貫教育校の学校体育館として、継続利用する。

小・中学校以外の公共施設(時系列順)

- ・市民活動推進センターは、市民活動の拠点として、市民センターの機能が、拡充されたため、令和3年度末に廃止。(既存施設は、若葉駅出張所及び市民が利用できる待合スペースやロビーとして有効活用するため、維持する。)
- ・新町住宅は、借り上げ期間終了に伴い、2024年度(令和6年度)に廃止。
- ・教育センターは、2027年度(令和9年度)以降に移転。移転先は、廃止後の西中学校校舎。
- ・老人福祉センター及び障害者生活介護施設、発育支援センター、社会福祉協議会は、2027年度(令和9年度)以降に移転。移転先は、廃校後の西中学校校舎(新)複合施設が建設され、移転するまで暫定利用。既存施設は、解体、借地返還)。なお、老人福祉センター隣のテニスコートは廃止し、西中学校のテニスコートを再利用する。
- ・文化財整理室は、2027年度(令和9年度)以降に移転。移転先は、廃止後の西中学校校舎(既存施設は、(新)複合施設が新設されるまで、倉庫として活用する。)
- ・鶴ヶ島海洋センターは、2027年度(令和9年度)以降に、廃止とし、体育館機能を廃校後の西中学校体育館へ移転し、市民が利用する体育館とする。(西中学校体育館は、(新)市民体育館が建設され、移転するまで暫定利用、機能移転後の鶴ヶ島海洋センターは、解体、借地返還、土地売却等)。

[実施時期未定(立地適正化計画期間20年間以内)]

- ・西中学校校舎へ移転後、暫定利用していた老人福祉センター及び障害者生活介護施設、発育支援センター、社会福祉協議会は、市役所周辺の都市機能誘導区域である旧庁舎跡地の(新)複合施設(社会福祉支援、健康増進等の拠点施設)へ移転。
- ・南市民センターは、鶴ヶ島駅周辺の都市機能誘導区域内にある鶴ヶ島文化会館の敷地に建て替えにより、移転。(既存施設は、解体、借地返還)

[実施時期未定(本個別利用実施計画期間30年間以内)]

- ・市の体育館機能の移転先として、暫定利用していた西中学校体育館から(新)新市民体育館へ体育館機能を移転。暫定利用後の西中学校体育館は、市民が利用できる運動施設として、継続利用する。
- ・富士見市民センターは、若葉駅周辺の都市機能誘導区域にある民間商業施設の建替えの際に一緒に複合化・多機能化して移転・併設する。(既存施設は、解体、借地返還、土地売却等)。なお、若葉駅出張所も併せて移転・併設する。

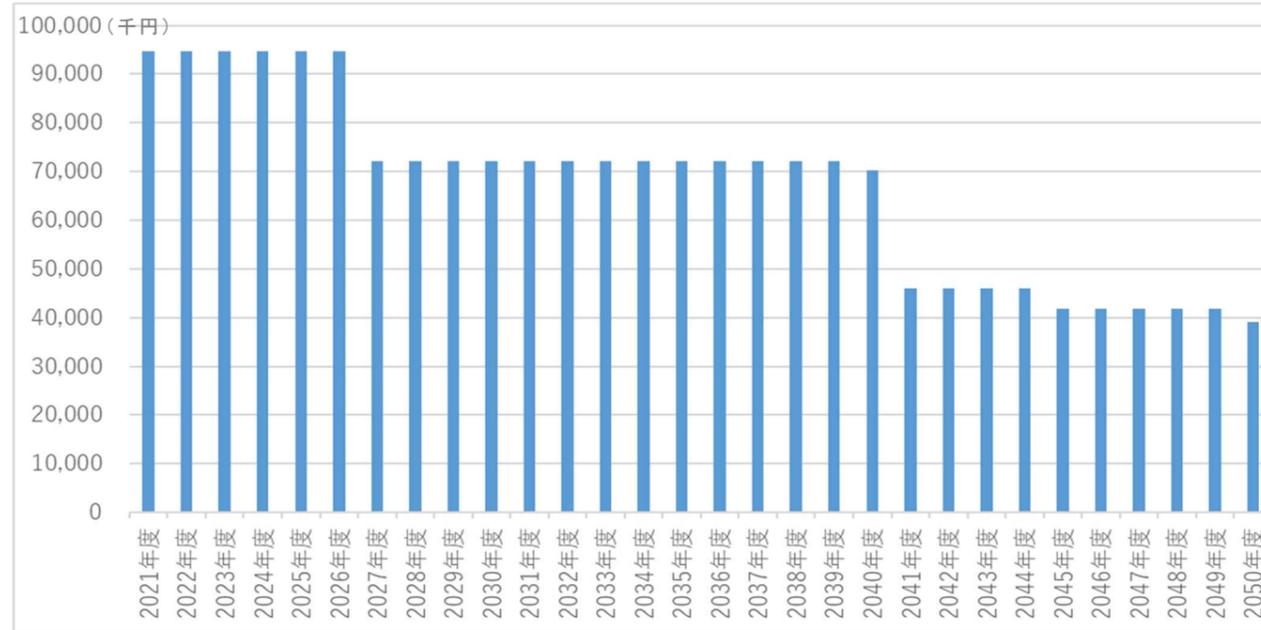
(4) 再配置後の借地料の削減効果

公共施設の再配置後の借地料は、施設の統合や移転等を実施した時期以降に、段階的に削減されていきます。

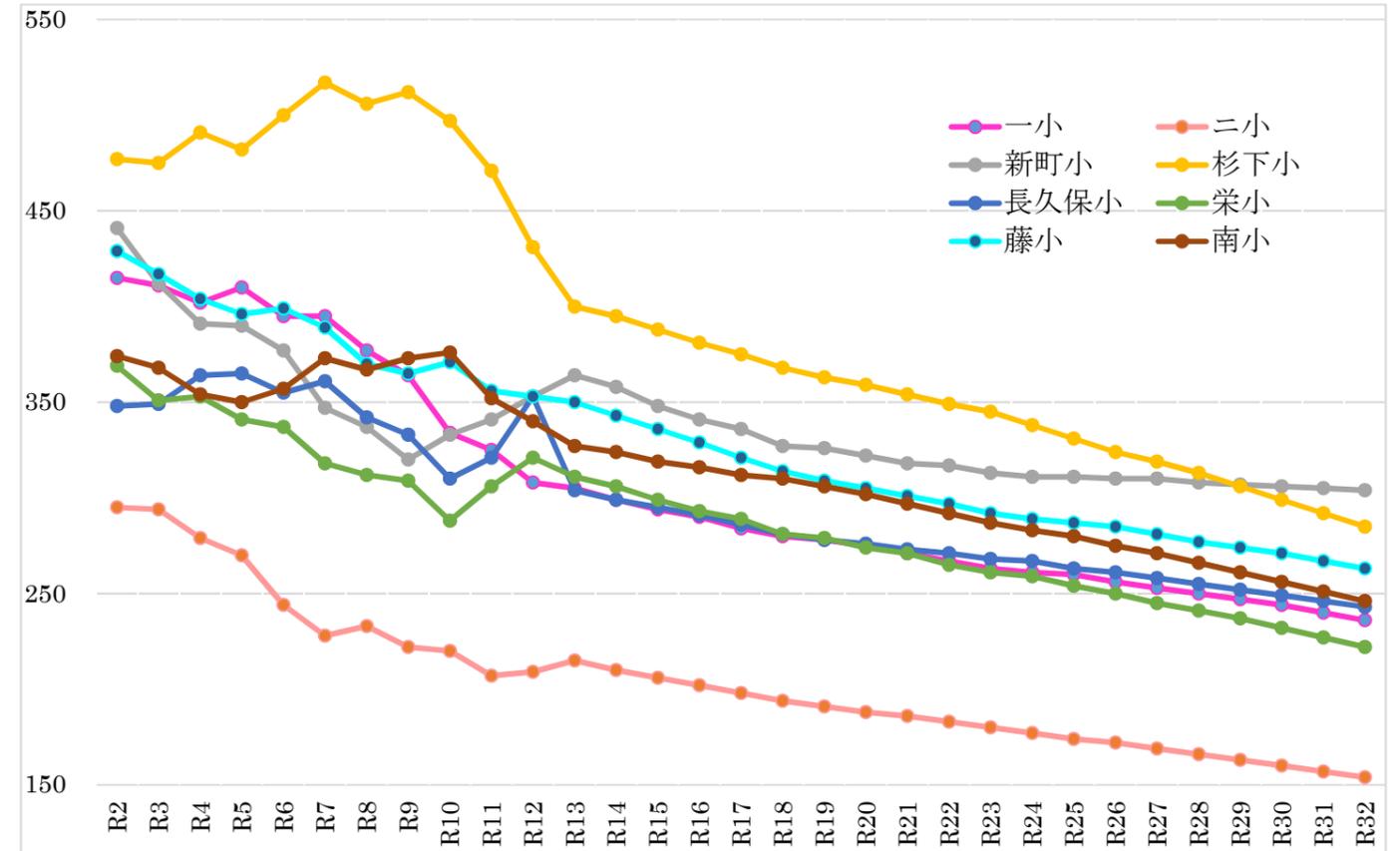
最終的な再配置による借地料の削減効果は、再配置を行う前の借地料の総額約 9,500 万円と比較すると、計画期間末期には、年間約 5,500 万円削減できる見込みです。

また、計画期間中の削減借地料の総額は、約 8 億 3,000 万円となる見込みです。

図2. 再配置後の年間借地料の推移



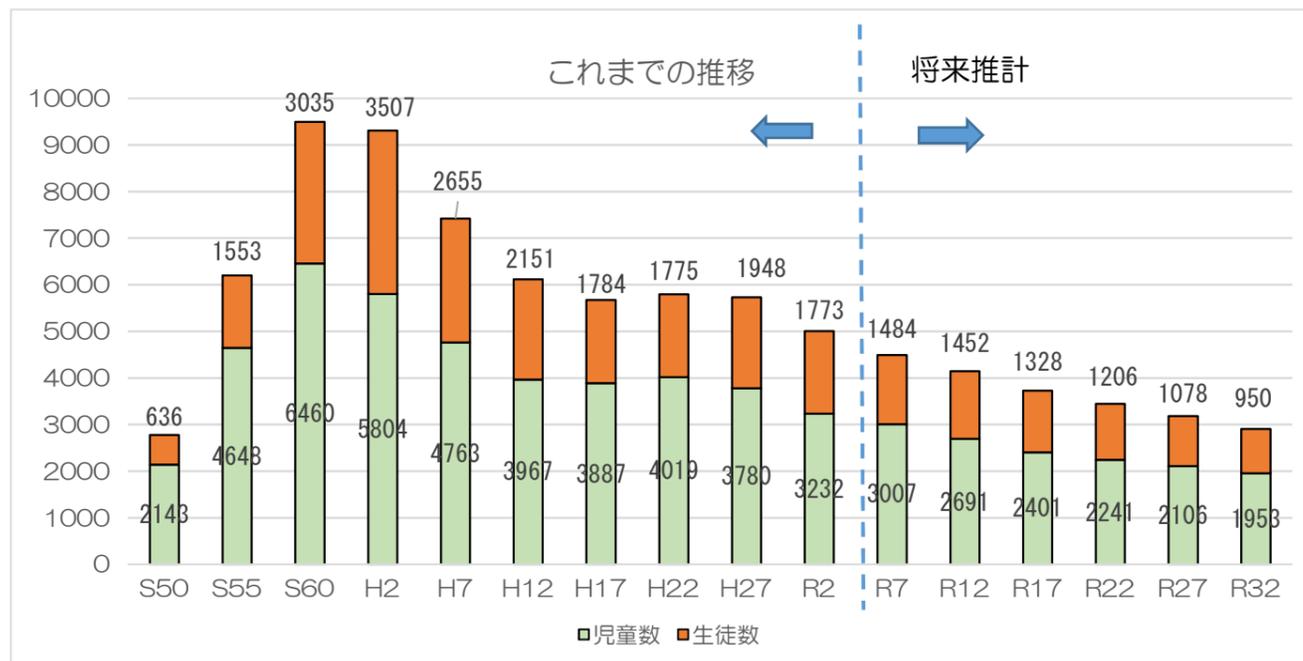
[小学校別の児童数の推計]



3 将来の児童・生徒数の推計

各学校の学級数と学校規模の適正化を踏まえた上で、市内の小・中学校の再編の必要性について検討するため、計画期間における各学校区の児童・生徒数の推計を行います。

小学校・・・各学年2学級～3学級（全学年合計 12 学級～18 学級）
 中学校・・・各学年4学級～6学級（全学年合計 12 学級～18 学級）



[中学校別の生徒数の推計]

